

福島県庁舎等維持管理業務（清掃等業務） における積算基準の仕様書等について

平成 23 年 2 月 14 日
施設管理課

1 清掃等業務の積算基準の仕様書等について

県が発注する庁舎等維持管理業務のうち清掃等業務に係る仕様書等について、透明性を確保し、清掃等業務の質の確保に資することを目的に定めることといたしました。

2 対象の範囲

庁舎等維持管理業務のうち、予定価格が 1 0 0 万円を超える清掃等業務（他業務と合わせて発注する場合も含む。）について適用となります。

3 適用時期

平成 2 3 年 2 月 1 日以降に入札執行の決裁を受けるものから適用となります。

4 注意事項

対象となる清掃等業務については、平成 2 3 年 2 月 1 日以降に発注するすべてが対象となるため、入札公告にその旨の明示はしていません。
応札に当たっては、所要の経費を漏れなく計上するなど適切な積算をした上で入札してください。